


標準予防策

i. リネン類の取り扱い

当院では、使用後のリネン類の洗濯を外部委託している。使用後のリネンは、病原微生物で汚染されている可能性があるため、血液や汗を除く体液付着の有無に関わらず、速やかにビニール袋等で密封し、交差感染を防止する。外部に搬出されるまでの間、一時的にリネンを保管する場合、患者・家族が触れることのできない施設のできるリネン保管庫にて、蓋付きの回収容器に入れておく。

1. リネン類の取り扱い

表 1. 分類別リネン類の取り扱い

分類	運搬・保管場所	取扱の注意点
清潔リネン	<ul style="list-style-type: none"> 汚染リネンとは別々に運搬する 扉のある保管庫やキャビネットで衛生的に管理する 	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯した清潔なリネンを最下に配置し、最上にあるリネン類から使用する むやみに触れずに、必要時に必要枚数を取り出す
使用後リネン	<ul style="list-style-type: none"> 使用後のリネンは、専用の蓋付き回収容器に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 血液・汗を除く体液等が付着していないことを確認する 使用後のシーツをはがす際には、汚染面を内側に丸め込み、埃が立たないよう静かに行う 複数のベッドでシーツ交換する際は、必ず1ベッド毎に手指衛生を実施する
感染性リネン 	<ul style="list-style-type: none"> 透明のビニール袋に密封し、袋に『感』と記載し、蓋付きの感染性リネン回収容器に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 個人防護具を着用し、リネンごと、埃を立てないように静かにビニール袋に入れる 血液・体液等によって著しく汚染しているリネンは廃棄し、廃棄したリネンの種類・枚数を委託業者に報告する
患者私物の感染性リネン	<ul style="list-style-type: none"> 透明のビニール袋に密封し、家族等に洗濯を依頼する 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅では通常の洗濯でよい。ただし、著しく汚染している場合には、患者または家族に取り扱いを確認し、可能であれば同意を得たうえで廃棄する 感染性胃腸炎の場合、便・吐物によって汚染した感染性リネンの洗濯の際には、洗剤に加え塩素系漂白剤の使用を推奨する

2. 一類～四類感染症患者に使用したリネン類の取り扱い

感染症法に定める一類～四類感染症患者に使用したリネン類は、下記(表 2)に従い、適切に処理する。職業感染防止対策のため、リネンを取り扱う際には、必要な个人防护具を選択し(1-c「標準予防策 个人防护具の使用」参照)、正しく着脱を行う。

1) 一類感染症

使用後のリネン類はすべて耐熱性の感染性廃棄物容器に入れて、感染症病棟のオートクレーブにて滅菌した後、感染性廃棄物として廃棄する。

2) 二類および三類感染症

基準寝具の感染リネン(血液・体液等による汚染の有無に関わらず)は、院内 80℃・10 分以上の熱水洗濯を行い、感染性をなくした後に洗濯を外部委託する。熱水洗濯に際しては、必要な个人防护具を適切に使用し、職業感染防止対策およびリネンからの病原体伝播防止を徹底する。

結核以外の二類感染症において、感染症病棟で使用した感染性リネンは、病原性が分からない国内早期の発生時点または拡散リスクが高いと判断される状況では廃棄しても可とし、関係者で協議した上で取り扱いを検討する。

3) 四類感染症

マダニや蚊、汚染された水などから感染する感染症で、多くはヒト-ヒト感染がないため、標準予防策での対応となる。しかし、使用後のリネン類の取扱いは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第二十九条^{*}」の規定に従い、院内で熱水洗濯を行った後に洗濯を外部委託する。

表 2. 感染症法に定める感染症分類に応じたリネンの取り扱い

感染症分類	主な感染症	使用後のリネン類の取り扱い	
		基準寝具等	入院セット分タオル
一類	エボラ出血熱、ペスト、痘そう、ラッサ熱など	感染症病棟のオートクレーブにて滅菌後、感染性廃棄物としてすべて廃棄	
二類	結核、鳥インフルエンザ、MERS、SARS など	病棟で水様性ランドリーバックに入れ回収を依頼する ↓ リネン室で 80℃10 分以上の熱水洗濯をする	<u>袋に入れ、『感』と記載し、感染性リネンの回収かごに入れる</u>
三類	腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、細菌性赤痢など		
四類	E 型・A 型肝炎、デング熱、ライム病、マラリア、レジオネラ、エキノコックス症、狂犬病、つつが虫病など		

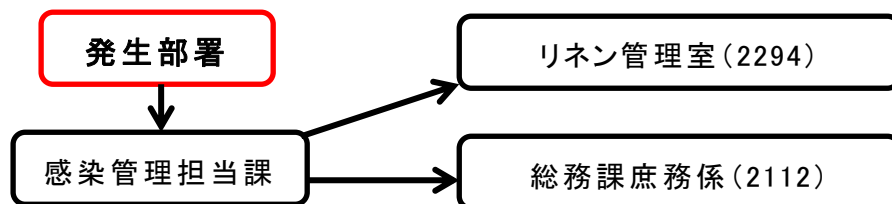


^{*}都道府県知事は、四類感染症の発生を予防し、当該感染症の病原体に汚染された疑いがある衣類、寝具について、その所持者に対し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる(一部抜粋)

熱水洗濯が必要なリネンの取り扱い

1) 患者発生時の連絡

二類～四類感染症患者が発生(確定)した場合、感染管理担当課(2630)に連絡する。ただし、『疑い』として経路別予防策を行っている段階においては、感染性リネンの取り扱い(1-i-1)とし、熱水洗濯は不要である。



2) 熱水洗濯が必要な感染性リネンの取り扱い

- ① SP-D 物品倉庫に水溶性ランドリーバック(アクアフィルム®)を取りに行く。伝票や申し込みは不要である。夜間・土日・祝日も取りに行くことは可能(写真1)
 ※水溶性ランドリーバックには「特大」、「大」、「特小」と3種類がある。熱水洗濯するリネンの量・大きさを考慮し、必要枚数を持ち出すこと

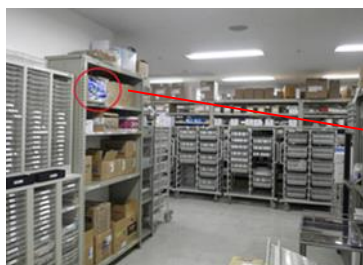


写真1. SP-D 物品倉庫入ってすぐ左の棚に配置

- ② 50L程度の大きな蓋付き容器を準備し、熱水洗濯専用と明記する
- ③ 使用後のリネンは水溶性ランドリーバックに入れ、密封して容器に入れる
 ※容器は病室内に設置しておくことが望ましい。シーツや病衣などの基準リネンと病棟管理リネン(体交枕・氷枕カバーなど)は区別する必要はないが、必ず掛布団のカバーやカーテンのフックは外してから水溶性ランドリーバックに入れること。
- ④ 患者退出後または容器がリネンでいっぱいになった場合等は、発生部署からリネン管理室(2294)に連絡し、回収を依頼する

